

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給本部
調達会計部長 田方 一寿

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
61TJ14E00020	61TT1AF0003 0001	454016230685	HQ-S180010J				
品名 または 件名							
厨芥処理機, 1号, 分離形, A ほか5件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	UN				1	7	H1
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和8年11月13日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の製造」に係る等級がA、B、C等級であること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 補給本部 掲示板 (北棟1階)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年5月20日 (水) 10時30分 調達会計部入札室 (北棟1階東側)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 契約条項は、補給本部標準契約書等(補本分支第52号(8.3.23)別冊第1)、入札及び契約心得(補本分支第52号(8.3.23)別冊第2)(以下「心得」という。)において示す。

(2) 調達要求番号の下4桁については、省略する。

(3) 「納地」各地とあるのは納地別内訳書のとおりに読み替える。

(4) 競争参加資格の年度及び地域は令和07・08・09年度の関東甲信越とする。また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。

なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年5月13日(水)12時までに当該要件を証する書類等を(9)アの問い合わせ先へ提出すること。

(5) 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

令和8年5月27日(水)10時30分 調達会計部兵站運用室(北棟1階東側)

(6) 郵便入札参加希望者は、必ず(9)アの問い合わせ先へ入札書到着の確認をするものとする。

(7) 【製造請負契約の場合】最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

(8) その他項目については、別紙による。

(9) 本書記載事項及び仕様書等の貸出又は閲覧等の問い合わせ先

ア 本書記載事項及び契約手続きに関する件

補給本部調達会計部契約第1課需品衛生班

電話 03(3908)5121 内線 小山2568

FAX 03(3908)5127 木下2567
イ 仕様書に関する件
補給本部需品部補給計画課糧燃班 釘吉
電話 03(3908)5121 内線4454

8 適用する条項

製造請負契約条項(第1号)
物品売買契約条項(第3号)
談合等の不正行為に関する特約条項(第10号)
暴力団排除に関する特約条項(第11号)

9 契約締結時期

本件の契約締結は、当該案件に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
(但し、市場価格等による場合は除く)

2 入札の無効

- (1) 第1項に記載する競争参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札

- (2) 電話・電報等での入札
- (3) 心得第3章第4項2号に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

3 落札の決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、封筒等に入札書である旨を明記し、入札日の前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）17時00分までに分任支出負担行為担当官に必着すること。尚、再度入札を実施する場合は、入札参加者に連絡する。
- (3) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

4 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく補給本部標準契約書等の様式により契約書を作成する。

5 違約金

落札者が「入札および契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 その他

- (1) 入札に参加する者は、競争参加資格結果通知書（写）を提出すること。
- (2) 契約条項は、補給本部ホームページにも掲載している。

<https://www.mod.go.jp/gsdf/gmcc/bunsyo/pdf/hyoujyun.pdf>

